定款

株式会社 稲葉製作所

令和 7年10月28日 定 款 変 更

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社稲葉製作所と称し、英文ではINABA

SEISAKUSHO Co., Ltd. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) オフィス家具等の製造及び販売
 - (2) 鋼製物置等の製造及び販売
 - (3) 各種プレス加工
 - (4) 物置及び家具の賃貸業並びにレンタル収納事業
 - (5) 発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給・販売に関する事業
 - (6) 古物の売買及び古物委託売買
 - (7) 不動産の賃貸及び管理
 - (8) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都大田区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権

利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当て を受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを 公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合のほかは、取締役会の決議に基づき 取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取 締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部 について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席 した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会はその決議により、当会社を代表し、当会社の業務を統轄する取締 役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および 常務取締役各若干名を選定することができる。
- ② 取締役会はその決議により、取締役会長、取締役副社長および専務取締役の中から 当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
- ② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である 事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行うものとする。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上 の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第31条 監査役は、株主総会において選任する。
- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監 査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない ものとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載または記録し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行うものとする。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として、中間 配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。なお、未払期未配当金および未払中間配当金には利息をつけないものとする。